

ひらどせとショートステイ料金表 (2024年8月改定)

<基本料金>

1割負担用

●介護保険分

単位(円)

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護保険利用料合計
基本サービス費	451	561	603	672	745	815	884	× 日
看護体制加算Ⅱ			8					= ①
サービス提供体制強化加算Ⅰ			22					処遇改善加算
*送迎加算			184(施設による送迎を実施した場合片道につき)					①×0.14= ②
*療養食加算			8(療養食を提供した場合1食につき)					介護保険利用料概算
*医療連携強化加算			58(特別な医療行為が必要な方に該当する場合1日につき)					①+②
*若年性認知症利用者受入加算			120(該当する場合1日につき)					= 円
*緊急短期入所受入加算			90 (該当する場合7日を限度として1日につき ※やむを得ない事情がある場合は14日)					
*長期利用者提供減算			-30(連続30日を超える長期利用者に対して1日につき)					
処遇改善加算Ⅰ(×14.0%)								

※上記*加算の算定回数により、処遇改善加算額が変わり、介護保険自己負担額が変わります。

※生活保護受給者及び被爆者手帳をお持ちの場合、介護度に関係なく介護保険分は0円。一部負担金発生の場合もあります。

●自己負担分(1日あたり)

単位(円)

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費	1,550 ※	1,300	1,000	600	300
居住費	個室	880	880	480	380
	多床室	915	430	430	0

※食費内訳:
朝食430円/昼食560円/夕食560円

第4段階	住民税課税世帯の方
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が120万円越えの方
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円越え120万以下の方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方、または生活保護を受給されている方

日用品費	100(1日につき)	衣類洗濯	洗濯(1回)	乾燥(30分)	手数料(1回につき)
持込電化製品 電気代	50(私物電化製品を持ち込んだ場合1日につき)		150	100	100

●月額合計金額 → (介護保険分 + 自己負担分) × 利用日数

※介護度により、利用日数によっては自費利用が発生する場合があります。